

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

第 27 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 2 日（金）10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 廣松毅
（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一
（専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子
（審議協力者） 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
（調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか

- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について

5 概 要

諮問の概要及び第 58 回統計委員会において出された意見について事務局から、法人土地基本調査の変更案及び前回の答申（今後の課題）への対応状況について国土交通省から、それぞれ説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。

その結果、調査目的の変更理由並びに「1 調査票の統合」、「2 調査事項の変更」の審議事項のうち「(1) 土地及び建物の一体的把握、資産額推計の精度向上等のための変更」、「(2) 未把握部分を把握するための変更」及び「(3) 報告者の誤記入防止等のための変更」（会議時間の都合上、一部未審議あり）については、部会として適当であると判断された。

また、審査メモのうち積み残し事項及び未審議事項については、次回以降の部会において審議を行うこととされた。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）調査票の統合

- ・継続性の確保については、従来の調査事項の変更は必要最小限に止められており問題はないとの整理でよいのではないか。

（2）調査事項の変更

ア 土地及び建物の一体的把握、資産額推計の精度向上等のための変更

- ・専門委員の立場でみれば、土地及び建物の所在地について「地番・号」まで分らないと土地と建物を結びつけた所有及び利用状況等を的確に把握することはできないという今回の計画は妥当であり、むしろ報告者の協力が得られれば、「地番・号」まで記入してもらった方がよい。
- ・所在地は住居表示ではなく地番表示で記載してもらおうとしているが、報告者によって、1 区画が何筆にも分かれているような場合の記入の仕方については、記入要領等において丁寧に説明しておく必要がある。

- ・今回の変更によって、土地及び建物の資産額推計の精度が向上することとなった場合、SNAにより一層の活用を図ることが可能となるのではないかな。
- ・土地及び建物の資産額推計の精度向上の措置については、望めば切りが無い。今回は基幹統計の大幅な変更であり、調査実施者における政策ニーズの確認もきちんと行われていることから、現時点で提示された調査事項で特に問題はないと整理してよいのではないかな。

イ 未把握部分を把握するための変更

- ・棚卸資産上に建つ建築中の建物については、その段階にもよるが、登記もされていないことから報告者も記入困難と考えられ、むしろ調査対象としない方がいいのではないかな。
- ・「駅ナカ」の把握については、商業統計調査等他の統計調査でもその目的に応じて既に売り場面積等を把握している。報告者の負担の問題もあり、仮に本調査で把握するとしても、まず何故必要かな等の政策目的を踏まえて把握すべき調査事項について検討すべきではないかな。
- ・「駅ナカ」の把握については、平成 20 年の答申時にも、把握する目的と調査技術的問題、報告者負担の観点から継続検討とされている。現在の社会経済情勢の変化もあり、少なくとも調査が難しいから調査をしないという姿勢ではなく、将来的に把握する可能性を含めた結論にしておいた方がいいのではないかな。
- ・「駅ナカ」のほか、高架下の商業施設等は把握するのか明確にされたい。

ウ 報告者の誤記入防止等のための変更

- ・今回、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになることから、一定の改善として評価できる。一方利用現況の選択肢の分割や新設については、統計の継続性の問題にも影響することから直ちに検討は難しいので、将来的な課題とすることが適当ではないかな。
- ・高度利用地区における低層住宅等、低利用地とみなされるものは他にもあるが、それらは分析によって把握できるので、計画案どおり、「駐車場」と「資材置場」を低利用地として記入することで特に問題はない。

(3) その他

- ・審査メモの順序について、事務局提示案では「Ⅰ法人土地基本調査（基幹統計調査）の変更について」、「Ⅱ法人土地基本統計（基幹統計）の指定の変更（名称及び目的の変更）」の順になっているが、統計法では統計を作成するために統計調査が実施することとされていることを踏まえれば、本来は、先に法人土地基本統計の変更の必要性や目的の議論をした方がいいのではないかな。

6 次回予定

次回は平成 24 年 11 月 15 日（木）13 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 28 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 15 日（木）13:30～16:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一
 - （専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子
 - （審議協力者） 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
 - （調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について
- 5 概 要
 - 審議の 2 回目として、「2 調査事項の変更」に関する審議事項のうち「(3) 報告者の誤記入防止等のための変更」、「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」、「3 標本設計の一部変更」、「4 調査方法の一部変更」、「5 報告を求める期間の変更」、「6 集計表（統計表）の拡充」及び「7 行政情報の活用」について、審査メモに沿って審議を行った。

この結果、一部事項について次回部会において確認の意味で追加的に資料の提出を求められたが、「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」を除き、部会として概ね妥当であると判断された。
 - 前回部会で積み残しとなった「駅ナカ」の把握、及び「土地及び建物の選択肢の分割や新設」については、廣松座長と事務局で作成した方向性案について了解は得られたが、答申上今後の課題とするかについては、答申案の全体に係る審議で改めて検討されることとされた。
 - 「7 行政情報の活用」及び本答申事項ではないが、密接に関連する中間年のフロー調査の扱いに関する考え方については、次回部会において再度審議した上で、答申時に「部会長メモ」として提示することについて了解された。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）調査事項の変更

ア 報告者の誤記入防止等のための変更

- ・平成 20 年の調査における証券化に関する調査事項については、①未記入や誤記入の割合が高い、②報告者からの問い合わせが多かったとのことであるが、実際のデータを定量的に示してほしい。

イ 地域別の土地取引動向の把握のための変更

（平成 25 年度調査に係る事項）

- ・パネルデータ分析のみを理由として、今回のストックと統合し基幹統計化すること
は無理があるのではないか。
- ・調査実施者から、ストックとフローを別々に調査していてこのような問題があっ
たが、一緒に調査することでこのようによくなる、という説明が必要ではないか。調
査を実施してみなければわからないということでは、それを部会として認めること
は無責任である。
- ・現在の統計法下では、「〇〇統計」はかくあるべきという議論がまずあって、その上
で調査について考えていくのではないか。調査実施者に調査について検討を求める
だけでなく、そのような議論があるべきではないか。
- ・これまでストックとフローの調整で名簿が異なっていたが、同一名簿を使って平成
25 年度調査を実施するという点については、大変な進歩と思う。しかしながら、
これまでパネルデータの分析が十分でなかった点は反省してもらい、新しい統計体
系のもとでどのようにやっていくか検討してもらうことが必要である。
- ・次回の部会では、パネルデータ分析に関してだけでなく、フローとストックを統
合することにより、政策上、どのように活用されるのかについて、統計法第 2 条第
4 項の法定要件に沿って説明してもらいたい。

(平成 26 年度以降の調査に係る事項)

- ・平成 10 年から平成 15 年の間で実施した資本金 1 億円以上の会社法人を対象とした
法人土地調査（ストック）と企業土地調査（フロー）において、両調査に回答を得
た法人について、両調査の面積の総和をそれぞれ比較した結果、約 10 倍以上のかい
離があったとの説明であるが、これは名簿の違いだけの問題ではないのではないか。
パネルデータの精度を上げるためには、このかい離の原因が何にあるのか十分分析
する必要がある。
- ・今後、パネルデータの品質改善がどこまで出来るのかが重要だと思う。
- ・パネルデータを継続的に作成するために必要との説明であるが、そもそもパネルデ
ータについて、どういう方法で、どのような構造のものを取り、どのように使って
いく予定なのかが分からない。
- ・パネルデータのマッチングキーとして法人名しか利用していなというのはあまりに
初歩的であり、キーの選定上に問題がある。パネルデータの設計について、平成 25
年の調査結果を踏まえ、専門家の知見を借りるべきではないか。
- ・不動産市場の整備の観点で言うと、不動産を取り巻く動きは早くなっている。10 年
前からの不動産証券化で金融との結びつきが強まっており、海外からの資金流入
もあり、乱高下は大きい。専門家としてはフローの状況を毎年知りたいところ。た
だし、資料上フローとストックで 2～3 割の階差があり、きちっとストックとフロ
ーを関連づけた調査は必要であろう。

(2) 標本設計の一部変更

- ・NPO 法人等の抽出率を 1.0 から 0.5 に変更することについては、具体的にどのよう
な抽出を行ったのか具体的に示してほしい。
- ・精度計算に関する数量的な情報を次回部会で示してもらいたい。

(3) 調査方法の一部変更

- ・国においてコールセンターを置いて対応する等、十分な対応策を取るということなので、変更については妥当としてよいのではないかと。

(4) 報告を求める期間の変更

- ・今回の説明で特段の問題はないと思われるが、調査実施期間の変更によって、他調査との重複が出てくる可能性は残る。次回の部会においてその点がわかる線表を資料として提出してもらい、部会として確認することとしたい。

(5) 集計表（統計表）の拡充

- ・ユーザーの立場でみると、帳簿価格だけではなく、取引価格も把握できるとすれば、なおよいと思う。
- ・耐震化に関する集計がされていることはよいことだと思う。
- ・今回の調査事項の変更により、土地と建物を一体的に把握できるようになり、また、ストックとフローについても総合的に把握できるようになるとのことだが、これらに対応して集計表が具体的にどのように変更されるのか、次回部会において代表的な例を示してほしい。
- ・その他集計項目についても各委員で見てもらい、意見等あれば事務局まで出してもらうこととするが、今回の集計表の拡充については概ね妥当と判断してよいと思う。

(6) 行政情報の活用

- ・本件に関しては、資料における調査実施者の検討内容をみる限り、やむを得ないと判断してよいのではないかと。
- ・一般的に、行政情報の活用については、統計調査の効率化を目的とするだけでは、行政情報に関係する個別法の障壁をクリアできないし、また、行政情報を活用するためには、情報を所管している行政部局の負担軽減が可能か等いろいろな問題もある。今後、行政情報の活用を図るための具体的な考え方を座長メモとして取りまとめ、委員会に報告することとしたい。

(7) その他

- ・前回部会において積み残された「駅ナカ」及び「土地及び建物の選択肢の分割や新設」の方向性については、今回、事務局と相談の上、作成した案で了承されたものとさせていただいて、答申文で今後の課題とするかは、諮問全体の審議が終了した時点であらためて相談させていただくこととしたい。

6 次回予定

次回は平成 24 年 11 月 30 日（金）13 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。